

件名	愛媛県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例										
主管課	薬務衛生課										
根拠法令等											
<p>【改正の概要】</p> <p>感染症予防法第 15 条に規定されている「感染症の発生の状況、動向及び原因の調査」に関わる事務を各保健所から動物愛護センターに移管するため、動物愛護センターの分掌事務に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく動物由来感染症の予防に関する事務」を追加する。</p> <p>〔保健所からセンターに移管する主な業務〕</p> <p>感染症を人に感染させるおそれのある動物の管理者等に対する質問調査権 （感染症予防法第 15 条）（ただし、保健所にも質問調査権限は残す。）</p> <p>動物由来感染症に関する研修及び普及啓発</p> <p>動物由来感染症に関する情報収集・分析・提供体制の整備</p>											
施行日	平成 18 年 4 月 1 日										
<p>【その他参考事項】</p> <p>主な動物由来感染症</p> <table border="1"> <tr> <td>犬</td> <td>狂犬病、トキソプラズマ症、エキノコックス症、レプトスピラ症、Q 熱</td> </tr> <tr> <td>ねこ</td> <td>トキソプラズマ症、猫ひっかき病、狂犬病、Q 熱</td> </tr> <tr> <td>鳥</td> <td>鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、オウム病</td> </tr> <tr> <td>ウサギ</td> <td>野兔病</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン・たぬき</td> <td>SARS</td> </tr> </table> <p>動物愛護センター（H14.12.1 開所 松山市東川町乙 4 4 - 7）</p> <p>動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発活動及び動物譲渡事業などの動物愛護事業、負傷動物の収容治療並びに犬ねこの収容管理処分事業を行う総合的な動物管理施設</p> <p>動物愛護法に基づく動物の愛護及び管理に関する事務及び狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防に関する事務を分掌</p>		犬	狂犬病、トキソプラズマ症、エキノコックス症、レプトスピラ症、Q 熱	ねこ	トキソプラズマ症、猫ひっかき病、狂犬病、Q 熱	鳥	鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、オウム病	ウサギ	野兔病	ハクビシン・たぬき	SARS
犬	狂犬病、トキソプラズマ症、エキノコックス症、レプトスピラ症、Q 熱										
ねこ	トキソプラズマ症、猫ひっかき病、狂犬病、Q 熱										
鳥	鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、オウム病										
ウサギ	野兔病										
ハクビシン・たぬき	SARS										